

国立大学法人東京農工大学非常勤職員給与規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学非常勤職員給与規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学非常勤職員給与規程 平成16年4月7日 16経教規程第44号</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(給与の決定)</p> <p>第6条 非常勤職員の日給及び時間給は、各人別に決定し、人事異動通知書により提示する。</p> <p>2 給与表の種類は、国立大学法人東京農工大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第11条に規定する俸給表を準用するものとし、各俸給表の適用範囲は、その非常勤職員の勤務の内容に応じて定めるものとする。</p> <p>3 非常勤職員の給与は、<u>その者の学歴、免許、資格、職務経験等及び他の非常勤職員との均衡を考慮して、その者を国立大学法人東京農工大学就業規則第4条に定める常時勤務を要する職員（以下「常勤職員」という。）として採用した場合に受けることとなる俸給月額及びこれに対する地域手当相当の額の合計を基礎として、次の算式により算出した額の範囲内の額とする。</u></p> <p>一 日給 $((\text{俸給月額} + \text{地域手当}) \times 12) \div (38.75 \times 52) \times (\text{定められた1日の勤務時間数})$</p> <p>二 時間給 $((\text{俸給月額} + \text{地域手当}) \times 12) \div (\text{別に定める1週間当たりの勤務時間数} \times 52)$</p> <p>4 前項に規定する俸給月額に対する地域手当相当の額は、職員給与規程第26条に定める<u>常勤職員</u>の例に準じて決定する。</p> <p>5 第3項の規定にかかわらず、非常勤職員の採用が困難である場合、その他の特別の事情があると学長が認める場合には、<u>第3項で決定された額を超えて決定することができる。</u></p>	<p>第1条～第5条 省略（現行どおり）</p> <p>(給与の決定)</p> <p>第6条 非常勤職員の日給及び時間給は、各人別に決定し、人事異動通知書により提示する。</p> <p>2 給与表の種類は、国立大学法人東京農工大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第11条に規定する俸給表を準用するものとし、各俸給表の適用範囲は、その非常勤職員の<u>職務区分に応じた別表のとおりとする。</u></p> <p>3 非常勤職員の日給及び時間給は、<u>前項に規定する職務区分に応じて別に定める相当級号俸の俸給月額及びこれに対する地域手当相当の額の合計を基礎として、次の算式により算出した額の範囲内の額とする。</u></p> <p>一 日給 $((\text{俸給月額} + \text{地域手当}) \times 12) \div (38.75 \times 52) \times (\text{定められた1日の勤務時間数})$</p> <p>二 時間給 $((\text{俸給月額} + \text{地域手当}) \times 12) \div (\text{別に定める1週間当たりの勤務時間数} \times 52)$</p> <p>4 前項に規定する俸給月額に対する地域手当相当の額は、職員給与規程第26条に定める<u>常勤職員（国立大学法人東京農工大学就業規則第4条に定める常時勤務を要する職員をいう。以下「常勤職員」という。）</u>の例に準じて決定する。</p> <p>5 第3項の規定にかかわらず、非常勤職員の採用が困難である場合、その他の特別の事情があると学長が認める場合には、<u>日給又は時間給を個別に定めることができる。</u></p>	

第7条～第16条 略

附 則

第7条～第16条 省略（現行どおり）

附 則 省略（現行どおり）

別表

職務区分	適用俸給表
事務に関する職務を補佐する職務	一般職（一）俸給表
技術に関する職務（看護に関する職務を除く。）を補佐する職務	
技術に関する職務（看護に関する職務に限る。）を補佐する職務	医療職俸給表
技能、労務に関する職務を補佐する職務	一般職（二）俸給表
教育・研究に関する職務又はそれを補佐する職務	教育職俸給表
学校医の職務	一般職の職員の給与に関する法律（昭和2年4月3日法律第95号）別表8イに定める医療職（一）俸給表

附 則（23経規程第19号）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年4月1日の前日（フルタイム契約職員にあつては、前々日）から引き続き同一の職務に在職する非常勤職員で、その者の受ける日給又は時間給が同日において受けていた日給又は時間給に達しないこととなる非常勤職員には、同日に受けていた日給又は時間給を支給する。